



福岡医発第 1705 号 (地)
令和 5 年 10 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための
基本的な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬局より日本医師会を通じて、別添のとおり連絡がありました。

血液製剤代替医薬品については、令和 3 年 2 月 16 日付け福岡医発第 2941 号（地）文書にて、同名通知（以下、「令和 3 年通知」という。）を発出しております。

今般、薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和 5 年度第 1 回運営委員会において、令和 3 年通知の必要性について議論された結果、廃止が妥当とされたことに伴い、本通知の厚生労働省発出日である令和 5 年 9 月 19 日より廃止されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事
宮 川 政 昭
(公印省略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的
な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医薬局長より各都道府県知事に対し、標記の通知が発出されるとともに本会に対しても周知方依頼がありました。

血液製剤代替医薬品については、令和 3 年 2 月 3 日付け日医発第 1088 号(地 502)文書にて、同名通知（以下、「令和 3 年通知」という。）を貴会宛にご案内したとおり、基本方針第八に定める血液製剤代替医薬品の安全対策に関する取扱いについて示されてきたところです。

本通知は、今般、薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和 5 年度第 1 回運営委員会において、令和 3 年通知の必要性について議論された結果、廃止が妥当とされことに伴い、本通知の発出日より廃止することとなったことについて周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

医 薬 発 0919 第 4 号
令和 5 年 9 月 19 日

公益社団法人 日本医師会会長 松本 吉郎 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的
な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について

標記について、別添 1 のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、貴会会員への周知につきご配慮をよろしくお願いします。なお、同様の内容にて、別添 2 のとおり日本製薬団体連合会会長及び一般社団法人 日本血液製剤協会理事長あて通知していることを申し添えます。



医 薬 発 0919 第 2 号
令 和 5 年 9 月 19 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について」の廃止について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

血液製剤代替医薬品等の安全対策については、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」（平成 30 年厚生労働省告示第 49 号。以下「基本方針」という。）第 8 の 1 において、基本方針第 6 に示されている医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく規制を適用することとするとされています。

また、当該血液製剤代替医薬品の取扱いについては、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について」（令和 3 年 1 月 22 日付け薬生発 0122 第 9 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「令和 3 年通知」という。）において定められているところです。

血液製剤代替医薬品における特定生物由来製品の薬価削除を受け、薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和 5 年度第 1 回運営委員会において、令和 3 年通知の必要性について議論された結果、同通知の廃止が妥当とされたところです。これに伴い同通知を本通知の発出日より廃止とします。

医療関係者においては、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 4 第 2 項において、医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならないとされていることより、血液製剤代替医薬品の使用の際は、医療を受ける者に対して、適切な説明をするようお願い致します。

医薬発 0919 第 3 号
令和 5 年 9 月 19 日

(別記1) 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的
な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について

標記について、各都道府県知事あて別添写しのとおり通知しましたので、御了
知の上、貴会会員への周知方よろしく申し上げます。

(別記1)

日本製薬団体連合会会長
一般社団法人 日本血液製剤協会理事長